

老人福祉計画の見直しについて

計画：P5 4 計画の期間

計画の期間は令和6年度～令和11年度の6年間とします。

なお、介護保険事業計画の第9期事業計画は令和6年度～令和8年度の3年間、第10期は令和9年度～令和11年度の3年間となります。

令和8年度（2026年度）の見直しは、介護保険事業計画のみとなっているが、介護財源を活用している以上、老人福祉計画にも影響があることから、同時に見直す

		令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)	令和 10年度 (2028年度)	令和 11年度 (2029年度)	令和 12年度 (2030年度)	令和 13年度 (2031年度)
地域 包括 ケア 推進 計画	地域福祉計画	小牧市地域包括ケア推進計画 (2024-2029)						次期計画 (2030～)	
	地域福祉活動計画								
	老人福祉計画			一部見直し					
	介護保険事業計画	第9期			第10期		第11期(以降3年ごとに策定)		